

2015年10月

自動車リサイクル士 各位

一般社団法人 日本ELVリサイクル機構
代表理事 河村 二四夫

自動車リサイクル士制度の変更について

拝啓 時下ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、自動車リサイクル士制度も皆様のご協力のもと、運用開始から早2年が経過いたしました。

当初は、手探り状態の中立ち上げた制度ではございましたが、この過程におきましては、経済産業省、環境省、日本自動車工業会、自動車リサイクル促進センター、自動車再資源化協力機構など、さまざまな関係機関の皆様と多くの協議を重ねてまいりました。その中で「優良事業者の育成」や「自動車リサイクル法との連動」といった本制度の方向性に関わる議論があり、ここで大きく本制度の見直しを図ることとなりました。

有資格者の皆様に多大なご迷惑をおかけしてしまったことは重々承知しておりますが、ここに来てようやく国や関係団体の皆様のご理解を得ることができたことは、本制度の道のりにおける大きな一歩であり、今後の大きな指針となることを確信しております。

つきましては、2016年4月1日より新制度を施行する予定でございます。有資格者の皆様におかれましては、新制度移行講習会を経て速やかに新制度への移行ができる形になっておりますので、ご対応とご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

敬具

1. 自動車リサイクル士制度変更の理由

見直しに至った経緯

①将来に向けた検討 = 方向性の見直し（詳細：次ページ参照）

- 自動車リサイクル士制度（以下、「本制度」という）の設計時点での目標は、自動車リサイクル法での解体業許可の要件を目指すというものであり、業の入り口での能力を担保しようと考えた制度でした。
 - しかし、現実的には一般社団法人日本E LVリサイクル機構（以下、「E LV機構」という）の実施する本制度の認定講習会で解体業許可の要件を目指すには多種のハードルがあるため、外部から評価されるものを目指すことにしました。
- 進行中の自動車リサイクル法見直しの審議会においても、優良事業者を育成してより高度なリサイクルを目指すべきであるとされ、優良事業者によって多くの使用済自動車が処理されるような将来像が議論されています。
 - 優良事業者の要件は現時点では定まっていませんが、その要件を目指すことでも本制度の魅力も高まると考え、方向性から見直すことにしました。

②資格継続の意義 = 更新講習会の見直し

- 本制度が社会にとってより有用なものとなるためには、できるだけ多くの事業者の方々に本制度を継続的に利用していただくことが重要であると考え、特に資格継続への動機づけを見直すことにしました。

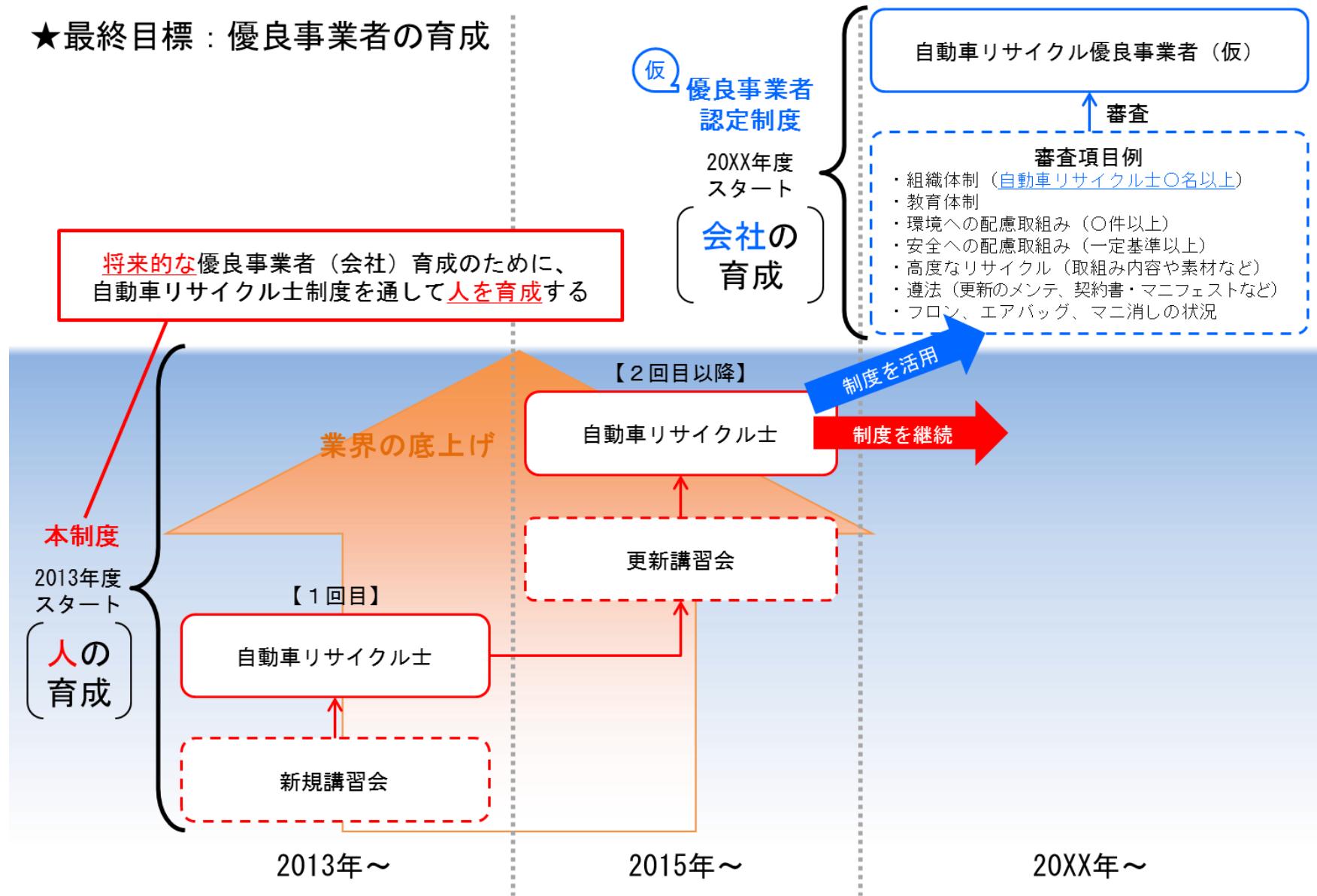
③過去の反省点からの見直し = 制度の一部見直し

- 本制度を運用していくうえで、これまでに出てきた問題を解決するために、以下のようないくつかの点を見直すことにしました。
 - ・資格の有効期限が短く、受講者の方々の負担が大きすぎるのではないか。
 - ・特に継続の講習（更新講習会）については、受講者の方々が有用性を感じられるものになっているのか。
 - ・E LV機構が現実的に運営可能な仕組みか。
 - ・資格の区分や名称が適当か。

以上3点のような理由により、今回の見直しに至りました。

見直し後の方向性

★最終目標：優良事業者の育成



2. 自動車リサイクル士制度の変更点

(2016年4月1日施行の新制度の内容)

変更点

①有効期限

変更内容：2年 → 「5年」に変更

変更理由：

■定期的に新技術の伝達を行うために2年と設定していましたが、資格の有効期限として2年は短すぎるという結論に至りました。

→ 新技術の伝達は有効期限とは別に考えるものとして、有効期限は5年に変更し、定期的な新技術の伝達という点は毎年講習会を開催することで、カバーすることにしました。

■解体業の許可は5年ごとに更新なので、その点も参考に考えました。

②運用形式

変更内容：各ブロックで開催 → 「ブロックごとにローテーションで開催」
(会場集約型) に変更

変更理由：

■受講者の方々の需要とELV機構の体制を考え、バランスの良い効率的な運用を目指し、講習会を開催する会場を集約することにしました。

→ 一方、会場集約によって受講機会が一定の地域に偏ってしまうことを防ぐため、ブロックごとにローテーションで開催することにしました。

③資格の種類

変更内容：現状 (1) 自動車リサイクル管理士
(2) 自動車リサイクル実務士上級
(3) 自動車リサイクル実務士初級



見直し後 (1) 自動車リサイクル士（全工程）
(2) 自動車リサイクル士（引取・フロン工程）

変更理由：

■「管理士と実務士上級の差がわかりにくい」といった受講者の方々の声を参考に、管理士と実務士上級を「全工程」という形で集約しました。

■名称については、上級・初級という言葉は誤解を生む可能性があるため、内容がわかりやすいように変更しました。

資格付与要件（新規）・更新要件

①自動車リサイクル士（全工程）

資格付与要件

講習会を受講して試験で一定の点数を取ること

→ 理由：新しく資格を取得しようとされる方に対しては、まずは、知識の落とし込みが必要であるため、講習会の受講は必須としました。ただし、単に知識を落とし込むだけでなく、その知識の定着まで図る必要があるため、試験を実施して、資格付与に値する知識が定着しているかどうか、点数によって判断することにしました。

更新要件

試験で一定の点数を取ること（※講習会の受講は必須ではない）

→ 理由：試験実施の理由は上記と同様です。

更新講習会の受講については、新規講習会で習得した知識を保つ努力をしている方の場合、更新講習会を受講しなくとも、試験で一定の点数が取得できれば、更新に値する知識が定着していると判断できるので、受講は任意としました。

その他

試験を受けず、講習会のみを受講することも可能（※更新はできない）

→ 理由：上記の理由から、試験を受けなければ更新はできませんが、自主学習の一つとして講習会のみの受講も認めることにしました。

②自動車リサイクル士（引取・フロン工程）

資格付与要件

講習会を受講すること

更新要件

更新手続きを行うこと（資料送付）

→ 理由：解体業者（許可制）の方と違い、引取業者・フロン類回収業者の方は登録制なので、それに合わせて全工程とは異なる要件を設定しました。